

1 章 景観計画の策定について

1. 景観計画策定の背景と目的

熊谷市は、荒川と利根川の二大河川の水辺や市街地の外側に広がる豊かな自然、国指定重要文化財歎喜院聖天堂を始めとした歴史的遺産や熊谷うちわ祭を代表とした伝統行事など、多くの景観資源を有しています。先人達が永年にわたり守り、つくり、育ててきた本市の景観の保全を図り次世代に継承するとともに、これらを活かしたまちづくりを進めることが求められています。

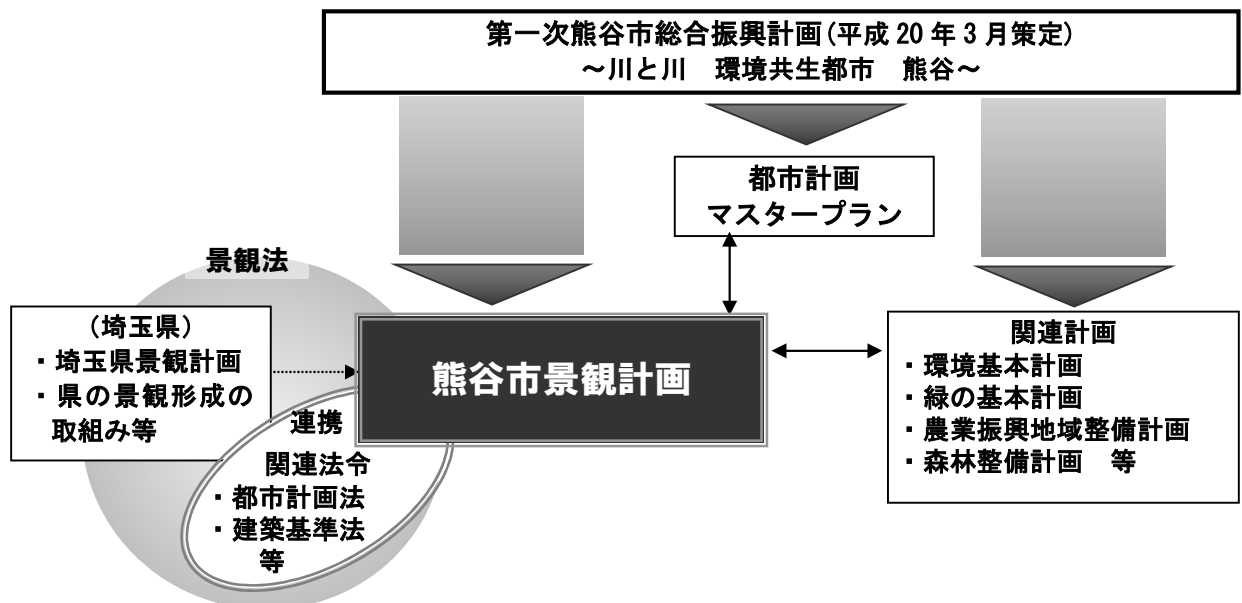
また、景観形成に関する取組みについては、これまでも市民や事業者、行政により行われてきましたが、その取組みが有機的に結びつかなかったことから、総合的な景観形成が進んでいませんでした。近年、景観法の制定等を契機として、市民の景観に関する意識も変化しつつあることから、今後、総合的・体系的に良好な景観形成の取組みを進めていくことがより一層求められます。

これらの状況を踏まえ、本市は、市民・事業者・行政等が一体となって、市民の共有財産である本市の景観を活かした協働による良好な景観形成を図るため、平成19年10月1日から景観行政団体となり、景観形成に関する理念や目標、基本方針、方策を明確にすることを目的とした、景観法に基づく「熊谷市景観計画」を策定することとしました。

2. 景観計画の位置づけ

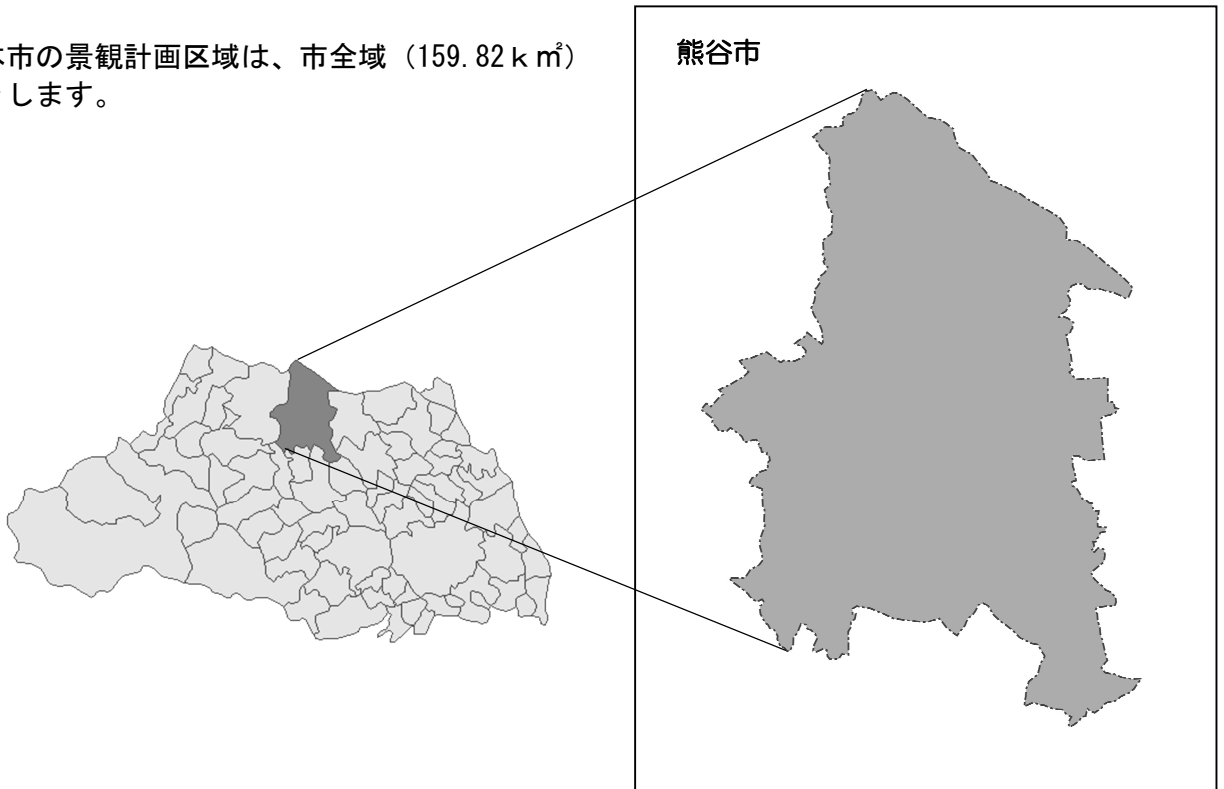
熊谷市景観計画は、本市の景観形成における総合的な指針となるものであり、熊谷市総合振興計画や都市計画マスタープランなどの関連計画及び関連法令と調整・整合を図っています。

■計画の位置づけ(概念図)



3. 景観計画区域 (景観法第8条第2項第1号関係)

本市の景観計画区域は、市全域 (159.82 k㎡) とします。



4. 景観計画の充実化

熊谷市景観計画では、策定時に市全域での良好な景観の形成に関する方針の大枠を示すものとし、策定後は市民や地域等からの提案・合意形成、景観の変化の動向などに応じ、市民・事業者・行政等が協働して、計画の充実を図っていきます。

